

1 議 事 日 程 (第4号)

(令和5年第1回久山町議会3月定例会)

令和5年3月16日

午前9時30分開議

於 議 場

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（5久山町専決第1号）
（令和4年度久山町一般会計補正予算（第7号）） |
| 日程第2 | 議案第2号 | 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 久山町個人情報保護法施行条例の制定について
（5久山町条例第1号） |
| 日程第6 | 議案第6号 | 久山町個人情報保護審査会条例の制定について
（5久山町条例第2号） |
| 日程第7 | 議案第7号 | 久山町印鑑条例の一部を改正する条例について
（5久山町条例第3号） |
| 日程第8 | 議案第8号 | 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
（5久山町条例第4号） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
（5久山町条例第5号） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
（5久山町条例第6号） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
（5久山町条例第7号） |
| 日程第12 | 議案第12号 | 久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
（5久山町条例第8号） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
（5久山町条例第9号） |
| 日程第14 | 議案第14号 | 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
（5久山町条例第10号） |
| 日程第15 | 議案第15号 | 久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
（5久山町条例第11号） |
| 日程第16 | 議案第16号 | 令和4年度久山町一般会計補正予算（第8号） |

- 日程第17 議案第17号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第18 議案第18号 令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第19 議案第19号 令和5年度久山町一般会計予算
日程第20 議案第20号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計予算
日程第21 議案第21号 令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第22 議案第22号 令和5年度久山町水道事業会計予算
日程第23 議案第23号 令和5年度久山町公共下水道事業会計予算
日程第24 議案第24号 令和5年度久山町一般会計補正予算（第1号）
日程第25 発議第1号 久山町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
(5久山町条例第12号)
- 日程第26 議員派遣の件
日程第27 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第28 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	阿部文俊	2番	久芳正司
3番	阿部哲	4番	本田光
5番	末松裕	6番	阿部恒久
7番	山野久生	8番	荒巻時雄
9番	佐伯勝宣	10番	只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

8番	荒巻時雄	9番	佐伯勝宣
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	西村勝	副町長	佐伯久雄
教育長	重松宏明	経営デザイン課長	中原三千代
会計管理者	佐々木信一	上下水道課長	久芳義則
福祉課長	稲永みき	都市整備課長	大嶋昌広
税務課長	川上克彦	総務課長	久芳浩二
町民生活課長	井上英貴	産業振興課長	横山正利
教育課長	江上智恵	健康課長	亀井玲子

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	小森政彦	議会事務局書記	城戸貞人
--------	------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日、全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第1、議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第1号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第2号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（只松秀喜君） 日程第2、議案第2号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第2号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第3号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第3号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第3号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第4号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第4号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期

していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第4号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第5号 久山町個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第5号久山町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） ちょっとお伺いしますが、これも国が一斉に各市町村にこれはこの施行をというようなことで、お達しを流しているようですが、開示決定、今まで14日というふうになっておりますが、それが遅れるという心配はちょっとあるんですけど、その辺はどうなんでしょうか。やはりこの、ちょっといろいろ何かその辺で解釈の違いもあるようでございますが、担当課としてはどうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この法律、この今回の改正について今の点につきまして、質疑この場で、お話しする内容ではありませんので、それによって、何かこの法律についての可否についてということについて判断するということにはならないんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

では討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

本田議員。

○4番（本田 光君） 議案第5号久山町個人情報保護法施行条例の制定について、反対討論を行います。

この議案の提案理由として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の一部施行により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、同法が地方公共団体にも適用されるにあたり、必要な事項を条例で定める必要が生じたため、提案するものであるという提案理由を述べられております。

自治体の個人情報保護制度は、国に先行して条例が整備され、内容も整理され、発展させてきたという点で、地方自治の象徴的な存在の一つと言えます。今ある個人情報を、国によるデジタル関連法による個人情報保護条例、デジタル改革の名で進めるものであります。政府が進める行政のデジタル化の問題点は、主なものとして一つにはプライバシー侵害の拡大の恐れ、二つ目には住民サービスの後退、三つ目にはマイナンバー制度の拡大、四つ目には官民癒着発生の可能性等々も出てくるというふうに考えます。さらに今後、公務を民間へアウトソーシングする意向もあり、自治体職員数の定数を割ってもスマート自治体への転換を目指す意向もあります。従って、総合的な住民サービス後退させるような職員削減は、すべきではないというふうに考えます。

以上述べて反対討論といたします。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 賛成する予定だったんですが、今日の今のやりとり聞いてちょっと非常に不安になりました。ちょっとまた短い時間ですが考えたいと思います。ちょっとそれをもって、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

山野議員。

○7番（山野久生君） この条例は今まであった条例をただ議会と行政に分けるだけであって、何ら変わるものではないので、今までと一緒のものであります。私は、議会に分けたということだけですので、賛成いたします。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第5号久山町個人情報保護法施行条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第6号 久山町個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第6号久山町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第6号久山町個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第7号 久山町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第7号久山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第7号久山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第8号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第8号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第8号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第9号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第9号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第9号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第10号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第10号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第10号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第11号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第11号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第11号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第12号 久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第12号久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第12号久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第13号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第13、議案第13号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第13号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第14号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議案第14号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第14号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第15号 久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第15、議案第15号久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第15号久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第16号 令和4年度久山町一般会計補正予算（第8号）

○議長（只松秀喜君） 日程第16、議案第16号令和4年度久山町一般会計補正予算（第8号）

を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第16号令和4年度久山町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第17号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（只松秀喜君） 日程第17、議案第17号令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第17号令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第18号 令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（只松秀喜君） 日程第18、議案第18号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第18号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第19号 令和5年度久山町一般会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第19、議案第19号令和5年度久山町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 私は、町長に一言質問します。予算書、タブレットでは88ページでございます。款項目、生活習慣病対策費について確認ということで質問いたします。

議案説明会で担当課長から、剖検事業は令和4年度をもって終了するというので伺いましたが、その経緯や町としての考えなどをもう少しお聞かせください。併せて、剖検イベント会場運営委託費として25万円上げられています、どのような内容を考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

健康課長の方から、議案説明会でご説明をさせた内容に私の方からもう少し詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、剖検事業の継続の難しさについては、コロナ禍以前からも少し話題に上がって

たというふうに聞いております。また、コロナ禍が始まった際においても、健診時の打ち合わせ時に、話題として少し上がる場面もありました。私の父も実は剖検をお願いし、その要因等を含め九大からお話をいただいて、私たち残された家族も病状などを理解して、心穏やかに父を送り出したことを今も覚えています。そのような経験から、この事業が始まった経緯、これまで関わってこられた町民の皆さまの思いも私も理解しているつもりです。そのため剖検を続けていきたいという方針は、九大の方に私としては伝えておりました。しかしそのような中、九大側から2月に剖検事業の終了について相談がありました。剖検の中止の要因としては、次のとおり大きく分かれているということを説明を受けました。

まず一つ目、これまで剖検により解明された健康課題、脳卒中、心血管病、認知症も久山町生活習慣病予防健診事業の成果により改善に向かっており、現在では解剖しなくても、画像診断等で死因を判明できるようになったというふうになっています。これも、うちの健診事業の成果でもあると思います。今後、二つ目に肺がん検診ほかを含めて、ウェルビーイングの向上を目指した場合、新たな取り組みを展開・拡大していくためには、健診内容についての精査も当然必要になってくるという話がありました。

次に、もともとコロナ禍前から剖検率は5割程度となっており、コロナ禍により今後ますます減少が予測されるということも懸念されております。最後に、個人情報保護の施行により、久山町の町民の方がお亡くなりになった際に、医療機関から久山町研究室にご連絡をいただく際に、ご遺族に確認をとる際のご協力はなかなか難しい状況が発生しているというような相談も受けております。

以上のような情報を、相談を受けましたので、町としては60年以上町民の皆さまにご協力をいただいて継続したこの取り組みを、こちらから終了したいという意思を表示したわけではありません。ただ一方で、今まで本町の健診事業、長きにわたり町民の皆さまお一人お一人を向き合ってきた専門家でもある九州大学医学部からの苦渋の申し出でもあると私は判断しました。そういう話を含めて九州大学とも話し合いを行いました。改めてこの剖検の歴史を振り返って、私もいま一度考えてみようということで思い、振り返ってみました。もともとこの崇高な理念から始まった剖検事業にご協力をいただいた先人、そしてご家族の皆さまも、剖検を続けるということが目的ではなく、やはり自分たちの思いをいかに引き継ぎ、健診事業を発展させることで、これから町で暮らす人々の健康、そして社会の幸せを祈っておられるんじゃないかと、私はそういうふうに思いました。そのため大切なのは、その皆さんの思いをいかにつないでいき、これからの未来に向けて、行政・町民・九大・開業医の皆さんと連携を強め、新たに発展を遂げることである

というふうに私は判断しております。そのため、もろもろの事情を鑑みて町としても剖検事業の終了を止むをえないと判断した経緯には至っております。

健診データによる実績っていうのは出ているわけですから、この思いをいかに今暮らす人々に伝えることが大切だと考え、今質問にあります令和5年度の当初予算で、イベント費を計上いたしております。内容として今現在考えているのは、令和5年度は一斉健診の年でもあります。先人たちが培ってきた成果を今暮らす世代にいかに、ギフト、送り物として伝える工夫を行い、この剖検事業の歴史と成果、そして健診受診につながるようなイベントを展開していきたいと考えております。

以上のことから今回の予算等につきましての判断をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 健康課長からの説明、そしてまた今日の町長から説明を聞き、ある程度理解をしたところでございます。

そういう中で、今後も九州大学と町民との生活習慣病対策に対しまして、今後検討をどういうふうな形でどんどん大きくしているのか、それとも現状のままでやるのか、これから先の対策は何か考えてありますか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今ご説明した内容のとおりですが、今後いかに要するに社会的な課題、研究も進めば、いろんなことにつきまして健診事業というのも変わってきますので、九州大学としても、この剖検事業を終了したことによって、久山町の健診が、何かが滞るわけじゃなく、先のステップにいくっていうことを共にやっていきたいと思います。今具体的には、同意を得ておりますので、そういう形で進めていきたいと思っております。今具体的にどういことを進めていくというのはまだこの場で、お話しすることはありません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） これまでの剖検事業において協力していただいた方の感謝の気持ちや成果の報告を行うことをお聞きし、安心いたしました。今後ともどうぞよろしく願いいたしまして、私の質疑とさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 3点ございます。まず1点目がページ54ページの17目の指定ごみ袋支給事業費の948万8,000円ですね。これ前回、町長がご英断いただいた事業は好評だったと

いうふうに解釈しておりますが、やはり好評だったということで第2弾ということになると思いますが、これちょっと、注文であれですが、案内状はちょっと慎重に何といいますか何の事業ということを明記してから送っていただきたいなというふうな思いがございます。そして、前回の好評の声といいますか、具体的に喜んでいただいたなんていいますか反応というか、聞かせていただけたらいいというのが1点。

2点目が、今、阿部文俊副議長がおっしゃった生活習慣病ですね、これページ、84ページ、12節の剖検イベント会場運営委託料ということで、今大体の経緯は聞きました。もう少し時系列を整理したいなと思いますが、いつ頃から大体この剖検をやめたいというふうな声があったのか、そして正式にそういった九大からの通知が2月の何日頃なのか。そして展望ですか、今、ちょっと聞きましたけどまだ具体的に考えてないと。ただ、映像で幾ら今発達して、解析できたからといって、ちょっとやっぱり剖検してみないと分からない部分があると思うんですけど、その点ちょっとお考えどうかというその3点を伺いたいと思います。

そして最後の3点目がページ110ページですね、1目の都市計画総務費の、これ、どこだったかな、ちょっと教えてもらいたいんですが、12委託料、桜の丘、草場区の桜の丘ですね。その予算項目の下の草場南地区土地区画整理事業業務委託料だけなのか、それとも上の都市計画マスタープランも入るのか、これが1点と、私が一般質問でもあげておりましたように、あのあたりもプライバシーの問題があります。それに絡めてこれ大きく、草場区の新興住宅地桜の丘全体の今後のまちづくりという観点でこれ、コーディネート、マスタープラン、コンサルティングできないか、その可能性を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ちょっと項目が多過ぎて何とも言いようがないところもあるんですが、ただ簡潔にまとめてちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、要望等について回答することはこの場で控えさせていただきたいと思います。ごみ袋につきましては、この事業を判断されるという時点で、町民の皆さんがやはりその身近に使うものであって、やはりこの物価が上がっている段階で、こういうものをいただけると、そういう支援してもらおうとありがたいという話をいろんなところで伺いましたので、そういうことで考えております。

生活習慣病予防健診事業につきましては、今阿部議員にお話ししたとおりです。実際、今後の展開等というのは、今CTも入れてますし、いろんなことは九州大学で考えておら

れますので、またそれが決まりましたらまた皆さんの方にはご報告したいと思います。それともう一つはこの健診につきまして専門家である九州大学が、こういうことに話をしたということについて、専門家でない私たちがデータについて、それから信ぴょう性があるのかどうか、今後っていうのは、なかなかそれを判断するのは難しいんじゃないかなと思います。

最後に桜の丘の件ですが、それにつきまして内容についてもう一度、都市整備課長の方から説明をさせたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 草場地区の南地区についての土地利用計画の分についてですけども、これに関しましては、新幹線を越えてからの両サイドが未利用地もあるし、資材置場になったりしているところがございます。まず、住環境の観点からいって、良好な住環境にはちょっとなり得なくなりつつあるので、そういうところをもう一度見直して土地利用を図って、住宅を整備していくことを計画する委託料になっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ちょっと補足しますね。あと都市計画のマスタープランの見直しにつきましては、これはもう町全体を含めた計画ですから、それを理解してください。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） はい。1点目と3点目は、分かりました。

2点目の生活習慣病対策費、例の剖検イベントの会場の件ですが、やはりこれは剖検がなくなるということとはちょっと大きなことでございますし、町長の判断でもこれはある程度粘れたこともできたと思います。そしてやはり、剖検ないと分からない点がある、そして剖検があるから久山町研究だということが、アメリカのフラミング研究、これは73年74年の歴史がある。久山町より古いんですけども、それよりも久山町研究が勝っていると言われているのは、剖検があるからでございます。そういった点も含めて情報が早く、私ども、そして主役である町民に伝わらなかったかなというそういった疑問があるんですけど、どうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 佐伯議員がすいません、剖検がそれがつながってたかどうかっていうのは九州大学の先生が、それを判断して町に相談されたわけですから、当然、それを私たち経営する行政としては、そちらの方の判断っていうのを頭に、町民にとって1番いいことは何かっていうことを考えるのだと思いますんで、そこについては個人的な考え方って

というのは、ちょっとそれは違うんじゃないかなと思います。

あとはもう今後そういうことにつきまして、実際町民の方にはこの何が大事かという
と、どうしてこの剖検が始まったのか、どういう思いでした、皆さんが、協力していただ
いたかっていうのを伝えて、この健診をいかに発展させるかというのは町民の人の皆さん
にとって大事なことだと思いますので、それについては、しっかり伝えたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） そちら辺はちょっとかみ合っていないようですが、ただ、反響は内部だ
けではなく外部も大きいと思います、剖検をやめるということは。ですから、もう少しこ
れは、例えば休止とかいう方法もあったんじゃないかなと思いますけど、その点はどうだ
ったんでしょう。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員に申し上げます。

自分の意見を述べる場ではありませんので、質問をしてください。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 予算は、ですからちょっとこれは大事なことでございますのでね、ち
よっとその点は、ちょっと違うんじゃないかと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） もう私の考えと九州大学の先生とお話した感じで、その結論につ
きまして今日お話をさせてもらいました。それで佐伯議員は、この場でそれにつきまして今
回上程している件につきまして、どういうふうに判断されるかっていうことをお願いした
いと思います。

以上です。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 8款土木費、5項都市計画費、工事請負の総合運動公園8,800万円に
ついて質問をいたします。

一応、都市整備課長からの説明はありましたが、大体今年が最終年度で、町民の方に供
用開始していく方向になるんじゃないかなと思うんですけども、考え方的には上部の上
側の広場につきましては今後考えるということで、展望広場だけを開放するというこ
とで、上側にトイレがついたわけですね。下側のBグラウンドの整備、それから駐車場の整
備が、今回最終的に仕上がるということで、下側を大体供用開始という形になろうと思

ます。上側は、展望広場の開放になりますけども現実的に、今までいろんな公園事業があって、常に言ってきましたけども、トイレの充実化そしてもう一つは、植樹がなされてない。最終的にお金がなくなったという形が常に説明が多いわけですね。前回は、池上下の多目的運動公園につきましても、遊戯場の植栽それからトイレもまだついてません。そういう現状の中で一応、都市整備課長から説明を受けましたけども、今後的に町長はどう考えられますか。質問いたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この事業は、もう経年を経ていろいろ進めていきながら、予算の範囲で前町長のときは始めてる事業で、来年度で一定の整備が終わると思ってます。私としても町のここにつきましては、町民の皆さんにとっても有効な場所であってほしいと思いますし、また、町外の方が訪れる場所であってほしいと思います。その面につきましてはトイレ、そして、その植樹っていうのは、やはり大きなポイントにはなると考えています。その分につきましては、今後も検討はしていきたいと思っています。一つあるのは、やはり上部の広場を今後どうしていくかも含めて、その分については私の中で構想を考えていかなければいけないなと思っています。その辺につきましては今後、そことセットで、常に動きを進めていきたいと思っていますので、その中で、一緒に検討内容に入れさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 上部につきましては、今後いろんな形で検討が必要であろうと。やはり、有効に活用する必要があると思うとですよね。ですから、採石場の壁面を利用して野外シアターとか、もう駐車場全部を駐車場にして、スクリーンで映画鑑賞するとか、いろんなこともあろうと思うとですよ。しかしながら今回は、下側が重点的に整備して、河川親水ですかね、大井堰^{ぜき}ですかね、砂防井堰^{いぜき}の下側を、親水公園という形になってBグラウンドは、今回出来上がるわけですね。したときに、駐車場があって、お父さんお母さんと子どもたちが遊びに来て、さあトイレっていうのはね、上まで上がらないかとですよ、現実的に。ですから現実的にならないんじゃないかなと。それで当初から、上に大きなトイレも必要だと思いますけども、まあ半分ぐらいして、下側にも半分ぐらいにしても、当面はよかったじゃなかろうかと思うけど、もうそれは上は、できてますから。下側を何らかの形で検討しないと。開放しても現実的にトイレがないって、遊びは、なかなか行きにくいと、子どもを連れて。ですから、池上下の遊技場についてもですね、やはりトイレがないから、なかなか行きにくいという声もあるんですね。ですから、できるだけ町

民の方に活用してもらうためには、トイレも要るし、また植栽があつて日陰も要るし、そういうことをですね、やはり最終的に、全体を考えないといけないんじゃないかならうかと思うとですよ。普通の家を建てたときにも、建物ではなくて周辺の植樹まで全部含めて完成という形になるんじゃないかならうかと思うんです。再度、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ご指摘の点、ごもっともだと思います。私としても、もともとこの事業自体が完了するっていうことは、まず、来年度になると思います。その辺につきましての要するに必要なもの、必要じゃないものっていうのもまたそこで見えてきてると。必要じゃないというかですね、今後必要なものがあるということは、見えてきてると思います。改善しなければいけないものも改善しなければいけないと思っていますので、その点につきましては、しっかり見直しをやっていきたいと思っています。大事なのは、やはり住民の皆さんが本当にそこに行きたいと思うものが必要であれば、考えていくというのは根本だと思いますので、それはやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） やはり住民の方がですね、今町長言われましたように行きたいということをするためには、やはりそういう条件をつくってやらないかなと思うとですよ。ただ広場も植樹が金のないというのなら、今度は町民の人にそれを植えてもらう工夫ですね。何かの記念のときにはここに植えてくださいとか、いろんなことでもやっぱりそこはお金のないときには、これは町民の人に植えてくださいということもいろんなことで考えられると思うんですよ。やはり今後だけにそういうことも含めて、やはり供用開始して町民が楽しく集える公園という形になりますようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

では、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

本田議員。

○4番（本田 光君） 議案第19号令和5年度久山町一般会計予算について、反対討論を行い

ます。

岸田内閣の2023年度国家予算の特徴は、2022年末に安保関連3文書、国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画の改定を閣議決定。また、政府は防衛力整備計画では、2023年度から2027年度の5年間で43兆円もの大軍拡を行おうとしています。軍事対軍事はエスカレートするばかりであり、すなわち中止すべきであります。2027年度にGDP国民総生産比で2%と現在の2倍にするとし、財源確保のために増税・国債発行を行うとしており、暮らしを直撃します。今、物価高騰で国民生活は大変なとき、今でも不十分な教育費や社会保障費の国の支出こそが必要であり、不確実性が高まる国際情勢のもとで、憲法9条をもって、国として今行うべきは、対話と外交の努力こそが政治の責任であります。

国の2023年度の地方財政は、地方方針に基づき、マイナンバー予算を初めとするデジタル田園都市構想推進、公立病院ガイドラインによる地域医療構想の促進、そして公的サービスの産業化と一体の改革等を自治体に押し付けるものとなっております。国の悪政押し付け、そして、住民の暮らし・福祉・介護教育・農林業の再生政策の充実が強く求められております。

令和5年度久山町一般会計の公園費久山町総合運動公園スポーツゾーン、地方債3,460万円が計上されております。一方、野球場、サッカー場等の建設については、完全に行政のトップから断念したとは、聞いておりません。今後のことでありますけれども、ランニングコストが大きく影響するというふうに思います。特に急がれる事業は山積しております。山田小学校大規模改修工事、今一部は取りかかっておりますが、これからの課題があります。また体育館の天井ふき替え工事や、久原・山田両小学校のプール改修工事、久原小学校前の橋の復旧工事を急ぐべきであります。さらにすでに議会決議している中学校の給食の実現。これは改めて検証すべきじゃないでしょうか。今では、弁当給食となっております。総務管理費指定ごみ袋支給費が、948万8,000円が計上されております。これは物価高騰の対応策じゃないかというふうに考えております。町指定可燃ごみ袋代、1枚105円は、10円でも20円でも下げてもらいたいということも、今まで述べてきましたが、ぜひ下げてくださいたいと思いますが、予算書の款・項・目、歳入歳出を見ても、そして総務費の一般管理費の平和事業補助金、また、民生費、児童福祉総務費、子ども医療費支給事業費、児童福祉施設費、保健衛生費の予防費、また、農業振興費、土木費の道路維持費、教育費の充実等々の予算、これは一定評価できる点があります。しかし、各款・項・目を総合的に見て、賛成できないことを述べて反対討論といたします。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） 令和5年度一般会計予算について、私は賛成でございます。

ウィズコロナを見据えて高齢者の外出を促す対策として、福祉課のシニアチャレンジ応援事業委託料92万4,000円。また、シニアチャレンジ応援事業補助金として、イコバスの無料券50万円、内容は今検討中ということでございますが、カラオケとか映画、また、ケイマン等で使用できる補助券も240万円含まれております。杜の郷保育園のインフラ長寿命化計画策定業務委託料として161万7,000円、これは今後の維持管理をしっかりと考えた対策の予算だと思っております。それから、健康課の議員一般質問より取り入れられました、アピアランスケア推進事業助成金、県の補助金も含めて10万円が組まれております。また、歳入に関しましても、補助金の活用とともに、税務課のしっかりと税込確保の姿勢が感じ取られました。

ただ、現在の社会情勢下では仕方がないことかもしれませんが、光熱水費の上昇、特にC&Cセンター管理運営費の令和4年度に比べて約210%の1,558万5,000円であり、こういうことは節約の検討の必要と考えておりますが、令和5年度一般会計予算は、今後の町民生活を考慮した前向きで攻めの予算と評価し、私は賛成でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） マスクを取らさせていただきます。

1点だけでございます。しかし、ある程度時間をとります。

私は、令和5年度、新年度一般会計当初予算に反対いたします。

理由は、九大の剖検事業廃止により予定され計上されております25万円の剖検イベント開催のための予算です。この剖検イベント予算計上までの意思決定過程は、町民不在の決定ではないかと考えます。つまり、剖検事業廃止についてです。まず、久山町民への説明があつての決定ではなかったか。町民は、健診・剖検事業の主役であり、これまで事業に深い理解を示し、支えてきた。手順が違うと思われま。確かに、コロナ禍の影響で剖検が行われない年が連続しております。九大の内部でもさまざまな事情があると拝察します。しかし、町民と九大との車の両輪でこの久山の健診事業が進められた、世界に認められた久山研究となったのは、久山町民のおかげだと言ってきたのは九州大学の方です。その生の声を私は何度も聞いております。であるならば、まず、九州大学が町民に先に説明を行う場があつてしかるべき。それもなされていません。この60年の健診事業はそれだけ

の重みがある。そして、久山町の健診事業が世界でも類を見ない、優れた研究であり続けられたのは、中核にこの剖検事業があった故です。主役であるはずの久山町民が、その廃止の意思決定に加わっていないことは、果たして後々、町民からどう思われるでしょう。コロナ禍で仕方がなかった、時代の流れだ、そのための廃止だ。そう主張されるかもしれませんが、まずは廃止ではなく、休止として継続させる努力をすることが手順だったのではないのでしょうか。剖検事業廃止後のビジョンも示されていません。久山町民の意思も大いに反映されなければならなかったのではないですか。それがこの25万円の剖検イベントの予算には見受けられません。よって、この剖検の歴史を振り返るイベントの開催予算には、私は賛成できませんし、新年度、令和5年度当初予算に反対し、私の意思とさせていただきます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 令和5年度久山町一般会計予算につきまして、賛成をいたします。

今現在、久山町がいろんな形で、久山町のまちづくりを進めております。

そういう中で、DX事業、また教育の充実、そしてまた、公共交通のイコバスの充実と
いろんな形で今、推進しております。そういう中で、この当初予算は大切なものであり、
そしてまた、山田小学校の改築、大規模改修、そしてまた中学校の改修、そしてまた、中
学校の図書館もやっぱり子どもたちに合った、いろんなことでの調整もされております。
こういう形で、久山町のまちづくりが推進されているこの当初予算につきまして、賛成と
いたします。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第19号令和5年度久山町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第20号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第20、議案第20号令和5年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第20号令和5年度久山町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第21号 令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第21、議案第21号令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第21号令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第22号 令和5年度久山町水道事業会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第22、議案第22号令和5年度久山町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第22号令和5年度久山町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第23号 令和5年度久山町公共下水道事業会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第23、議案第23号令和5年度久山町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第23号令和5年度久山町公共下水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第24号 令和5年度久山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第24、議案第24号令和5年度久山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） マスクをとります。

今回250万円給食の値上げ分を町が負担するというので、これはいいことでございますし、反対するものではございません。ただ、ぎりぎりまでこういったこと値上げをしないよう粘って、物価高騰で慌ててばたばた追加予算。そして、こういった形になったということで、これはほかの市町村も周辺もやっぱそうなっているんですかね。それとも久山だけ粘ろうとして、結局は粘り切れないから、やっぱり値上げするという形になったんでしょうか。そういった情報というのは入っていますか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 教育課長の方からお答えします。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

周辺の自治体につきましては、実際まだ来年度の当初予算に反映できていないというところもあるというふうに聞いております。ただうちの本町の方では、もう物価高騰がこのところ急激にあっているということで、今後、値上げをせざるを得ない。そうしたときに、生徒に負担をして、各ご家庭にご負担していただくというのは、やはりいかがかなというところで、協議をいたしまして、今回追加議案とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） ほかの周辺はそういった予算に反映できていない状態ということで、じゃあうちが先駆けて負担しますよという形で表明したという捉え方でしょうか。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 現在手元に資料の方はございませんので、全ての自治体がそうかと言われると、そのところはまだ分からないんですけども、私どもがこれを計上する時に調べた範囲では、ほかの自治体につきましては、町の方での負担というところでの

予算というのは上げていないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） それはいいことでございますし、開会前もシニアチャレンジの方も新聞で取り上げてもらいました。こういうタイミングで追加が追加議案上がってきましたんでまた新聞に取り上げられる、そういった形であれば、また町の姿勢もPRできるんじゃないかなというふうなそういうふうに思いますんで、非常にそういうタイミング的には良かったのかなというふうに考えます。

以上です。蛇足ですが。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第24号令和5年度久山町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 発議第1号 久山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（只松秀喜君） 日程第25、発議第1号久山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出議員より説明をお受けいたします。

山野議員。

○7番（山野久生君） 発議第1号、久山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてご説明いたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の一部施行により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正されることに伴い、町議会の保有する個人情報の適正な取り扱いについて定めるものでございます。

主な制定内容につきましては、久山町議会が個人情報を取得・保管・利用する際の制限事項や、個人情報の開示・訂正・利用停止などです。

以上の理由から、地方自治法第112条および久山町議会会議規則第14条第2項の規定により、久山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを提出しますので、可決していただきますようお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） これより提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

発議第1号久山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26 議員派遣の件

○議長（只松秀喜君） 日程第26、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第27、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第28、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回久山町議会3月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時36分